

国総建第 224 号

平成 22 年 12 月 24 日

各都道府県・各政令市建設リサイクル行政主管部（局）長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の更なる徹底について

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底については、平成 22 年 9 月 9 日付け国総建第 113 号・環産産発第 100909002 号をもって、国土交通省建設流通政策審議官及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長より各都道府県知事及び政令市長あて通知され、また、同日付け国総建第 113 号-2 をもって、国土交通省総合政策局建設業課長より各都道府県・各政令市建設リサイクル行政主管部（局）長あて通知しているところです。

これに伴い、石綿含有建材の分別解体等に重点を置いた内容として実施を依頼した「建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール」及び破碎施設への立入検査の結果、一部の自治体において、分別解体等の不十分な箇所やコンクリート塊等の特定建設資材廃棄物への石綿含有産業廃棄物の混入事例が確認されました。

貴職におかれましては、この結果を踏まえ、下記の点に留意の上、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく分別解体及び特定建設資材廃棄物への石綿含有廃棄物の混入防止等を徹底されますよう、お願いします。

記

- 1 特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するため、建設リサイクル法第 10 条の届出及び第 11 条の通知を受け付ける際に、石綿含有建材の使用の有無についても確認するなどして、情報の把握及び届出者への注意喚起に努めること。
- 2 再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の更なる徹底のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を所管する部局等の関係部局及び都道府県労働局・労働基準監督署等の関係機関との連携・協力体制を確保し、引き続き、効果的なパトロール等の実施と情報の共有に努めること。